

三芳町協働のまちづくり推進計画

(平成 1 9 年度～平成 2 3 年度)

三 芳 町

平成 1 9 年度

三芳町協働のまちづくり推進計画

I	計画策定の基本的な考え方	1
1	まちづくりの現状と課題	1
2	計画策定の目的と位置付け	1
(1)	協働に関する取組経過	1
(2)	協働の目的と期待される将来像	3
(3)	計画策定の位置付け	4
3	計画の構成	4
4	計画の期間	4
II	協働のルールの方策	4
1	協働のまちづくり条例の方策	4
(1)	方策までの手順とスケジュール	5
(2)	方策の項目	6
2	協働のまちづくりを推進する制度	8
(1)	情報の共有及び広聴活動の促進	8
(2)	政策形成過程への住民参加の促進	11
(3)	事業実施段階における住民参加の促進	14
(4)	評価段階における住民参加の促進	16
III	協働の枠組みと推進組織の結成	17
1	協働の主体者の機能と枠組み	18
(1)	住民	18
(2)	行政	20
(3)	議会	21
(4)	団体・機関	21
2	協働のまちづくり住民ネットワーク	23
(1)	役割・機能	24
(2)	構成	24
(3)	参加メンバー	25
3	協働推進本部	26

(1) 役割・機能	26
(2) 構成	28
4 各推進組織の機能拡充に向けて	29
(1) 情報の収集・発信	29
(2) 活動拠点の整備	29
IV 協働のまちづくり事業	29
1 協働メニューの整備	30
2 分野別モデル事業の企画・実施	31
3 協働事業に係る広報活動	31
(1) 協まちネットPR事業（住民学習会）	31
(2) 啓発パンフレットの発行	31
(3) 三芳町ホームページの活用	31
V 協働のまちづくり年度計画	31
1 年度計画	31
(1) 平成19年度	31
(2) 平成20年度	32
(3) 平成21年度	32
(4) 平成22年度	33
(5) 平成23年度	33
2 項目別計画表	34
VI まとめ	35
VII 参考資料	
1 三芳町協働のまちづくり研究報告	
2 三芳町行政改革・協働推進本部設置要綱	

三芳町協働のまちづくり推進計画

I 計画策定の基本的な考え方

1 まちづくりの現状と課題

少子高齢化や国の三位一体改革による税源の見直し等に代表される社会構造の急激な変化は、地方自治体へ多くの財政負担を強いることとなった。そのため地方自治体は、自らの財政フレームと組織能力を正しく把握し、効率的な行政経営を目指すことが求められている。また、地方分権一括法の施行に伴う国の包括的指揮監督権の廃止により、地方自治体は、下部機関的な組織運営を脱却して、自らの責任と判断で、より一層創造的で魅力あるまちづくりを実現していかなければならない。

一方、住民と地方自治体の関係は、従来、地方自治体の行政執行上の協力依頼に住民が応え、住民のサービス要望に地方自治体が応えるという「地域自治会とお役所」という単純なふたつのルートの情報・経済交換という形で進展し、お互いに依存的・固定的な関係である場合が多かった。しかし、昨今の情報ネットワーク社会の進展に伴い、住民の価値観は多様化し、求められる行政サービスも多様化・複雑化してきている。住民は、地方自治体からの一方的な経済的サービスを享受する立場から、行政情報を知る権利やボランティア・NPO等を利用して、行政活動に参加する機会を積極的に用い、地方自治体との合意や協力のあり方などについて、新たな考え方やしくみを求める立場にシフトしてきている。

また、民間企業等事業者は、地方自治体との従来の「発注と受注」という請負の支配的契約関係から、地域貢献のため環境活動や雇用の創出をしたり、指定管理者制度、PFI、官民競争入札等に見られるように、新しい公共を担うパートナー又は競争相手となってきた側面もある。

そこで、これらの新たな合意形成や協力等のあり方をまちづくりに活かし、行政と住民、団体、事業者等多様な主体が補完しあいながら、三芳町全体のしくみとしてネットワーク化し、発展・定着させ、創造的な行政運営の基礎となる「協働のまちづくり」を推進していくことが大きな課題となってきたところである。

2 計画策定の目的と位置付け

(1) 協働に関する取組経過

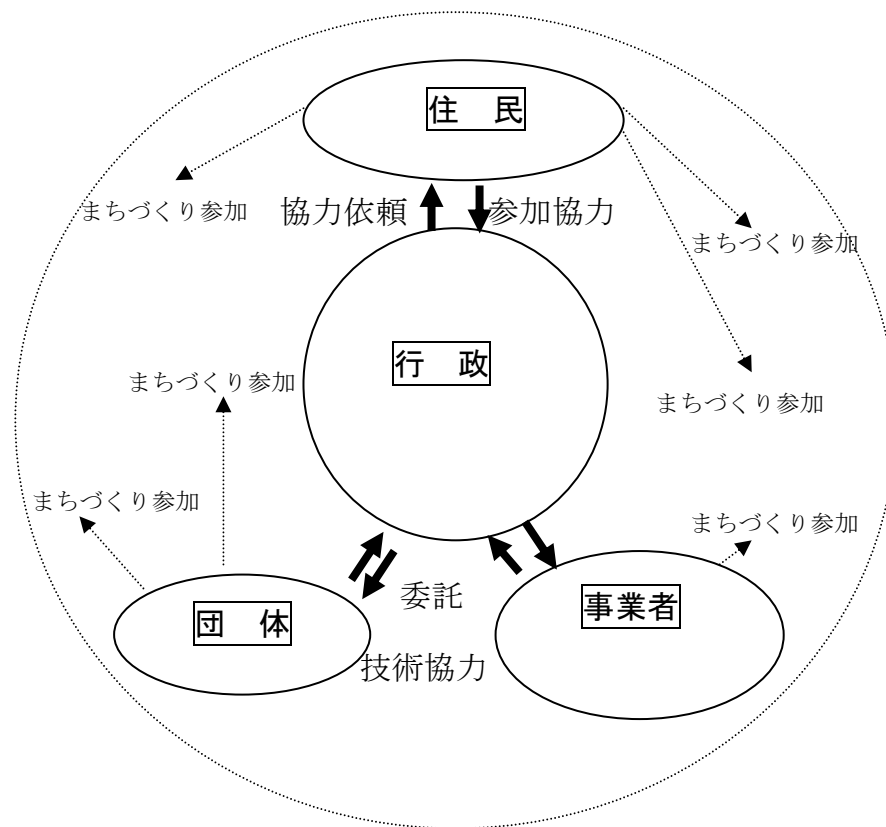
三芳町第3次総合振興計画（1996年度～2005年度）は、「ひとみどりぬくも

りのまち」を将来像に、まちづくりの基本理念を「町民が主体となった参加と共感のあるまちづくり」と定め、地域コミュニティ（行政連絡区）を中心に、まちづくりを考える場を提供するとともに、住民による行政への参加や協力によって様々な事業を実施し、多くの成果が得られた。

しかしながら、これらのまちづくり参加や協力は、すべてのまちづくりの分野で体系的・組織的に推進されたものでなかったため、住民、団体、事業者等のパワーが分散されたり、その場限りになってしまい、定着しない場合が多かった。（※図1参照）

図1

今までのまちづくり参加・協力フレーム



そこで、第4次総合振興計画（平成18年度～平成27年度）においては、第3次総合振興計画の理念を継承するとともに、今後のまちづくりの課題として、「自主自立を基調とした住民・行政・企業の協働によるまちづくり」を掲げ、初年度となる平成18年度には、三芳町にふさわしい住民参加型システムの構築を研究するため、「まちづくり研究員」を住民から公募し、委嘱研究員9名による「協働のまちづくり研究会」

を立ち上げ、12回による研究会と2回の公開学習会を経て、平成19年3月に「三芳町協働のまちづくり研究報告」（※参考資料に掲載）が提出された。

これを受け、平成19年5月には、町の協働推進計画の策定や住民参加等協働のまちづくりを推進する組織として「三芳町行政改革・協働推進本部」が設置されたところである。

(2) 協働の目的と期待される将来像

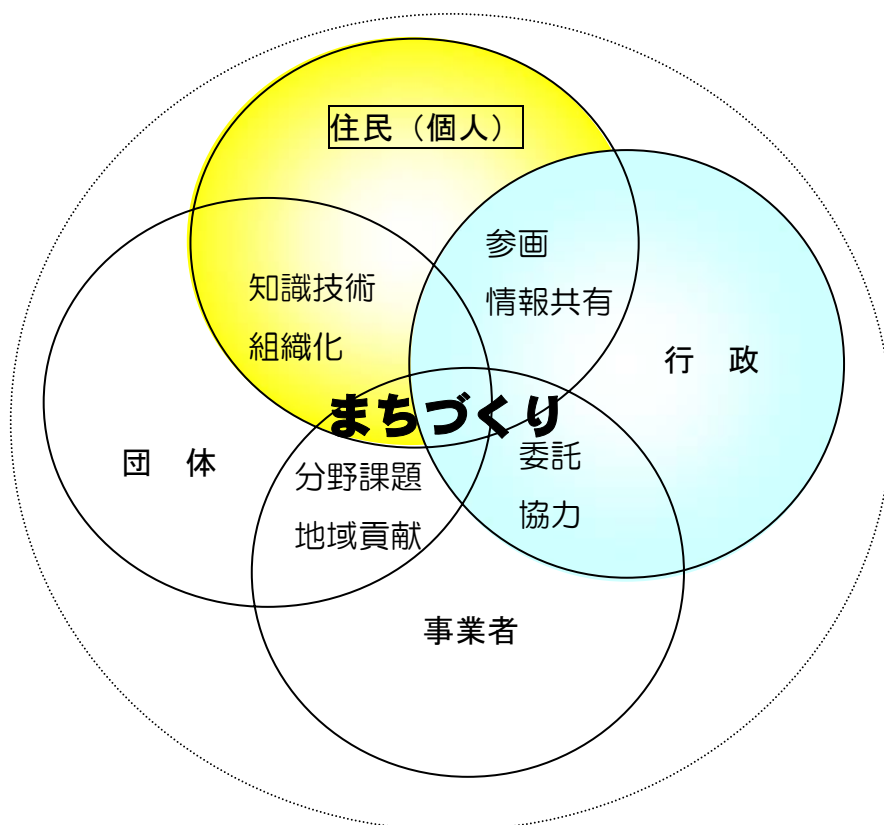
協働とは、行政だけが公共サービスを担うのではなく、住民、団体、事業所など地域の構成員が、まちづくりの情報を共有し、役割を分担・協力し、知識、技術等それぞれの特長を活かしながらまちづくりに貢献していく手法である。

三芳町が自立した活力ある町としてさらに発展していくためには、これら構成員がまちづくりの主役として行政活動に関わり、行政のパートナーとして信頼関係を築くなかで、自治の意識を高めていくことが必要である。様々な立場の者が、補完しあい、尊重しあいながら積極的にまちづくりに参加することで、行政活動に住民の視点や団体の技術が導入され、よりきめ細やかな公共サービスが実現されていくこととなる。

（※図2参照）

図2

協働のフレーム



(3) 計画策定の位置付け

三芳町協働のまちづくり推進計画は、三芳町第4次総合振興計画（平成18年度～平成27年度）基本構想に掲げるパートナーシップのまちづくり推進に向けた重点施策「協働プロジェクト」を具体化するとともに、前述の「三芳町協働のまちづくり研究報告」の内容を取り込みつつ協働実践の道筋を示すため策定するものである。

3 計画の構成

本計画は、「Ⅰ 計画策定の基本的な考え方」、協働のまちづくり条例や協働まちづくりを推進する制度を定めた「Ⅱ 協働のルール策定」、協働のネットワークシステムと推進体制について定めた「Ⅲ 協働の枠組みと推進組織の結成」、協働の具体的な事業について定めた「Ⅳ 協働のまちづくり事業」、その他「Ⅴ 協働のまちづくり年度計画」及び「Ⅵ 参考資料」により構成する。

4 計画の期間

本計画の期間は、三芳町第4次総合振興計画（平成18年度～平成27年度）の概ね前期分の施策の達成を目標とし、協働のルール策定、協働組織の結成及び協働事業の選択といった「協働のしくみづくり」をメインに平成19年度から平成23年度までの5年間とし、目標の達成度に応じて必要な見直しを実施する。

Ⅱ 協働のルールの策定

協働のまちづくりを様々な地域及び分野で体系的に実施するためには、一定のルールが必要となる。経験や立場の違う者が行動の拠り所とする協働の理念、そしてその理念を普遍化していく具体的な制度といったルールである。しかし、協働が将来的にも実効なまちづくり手法であり続けるためには、当初から協働の将来を決定してしまうような拘束性のある硬質なルールを定めるのではなく、その推進過程において参加する者の意見を活かしながら、より効果的で実現性の高いものに「育てていく」ことができる広義で柔軟な理念と実行可能な制度を定めておく必要がある。そこで、ここでは協働が目指す方向や基本方針といった協働の理念を定める「(仮称) 三芳町協働のまちづくり条例」とその理念を共有・実現していくための「協働のまちづくりを推進する制度」について定めるものとする。

1 協働のまちづくり条例の制定

協働のまちづくりを町全体の理念として形成し、創造していくために、憲法第94条

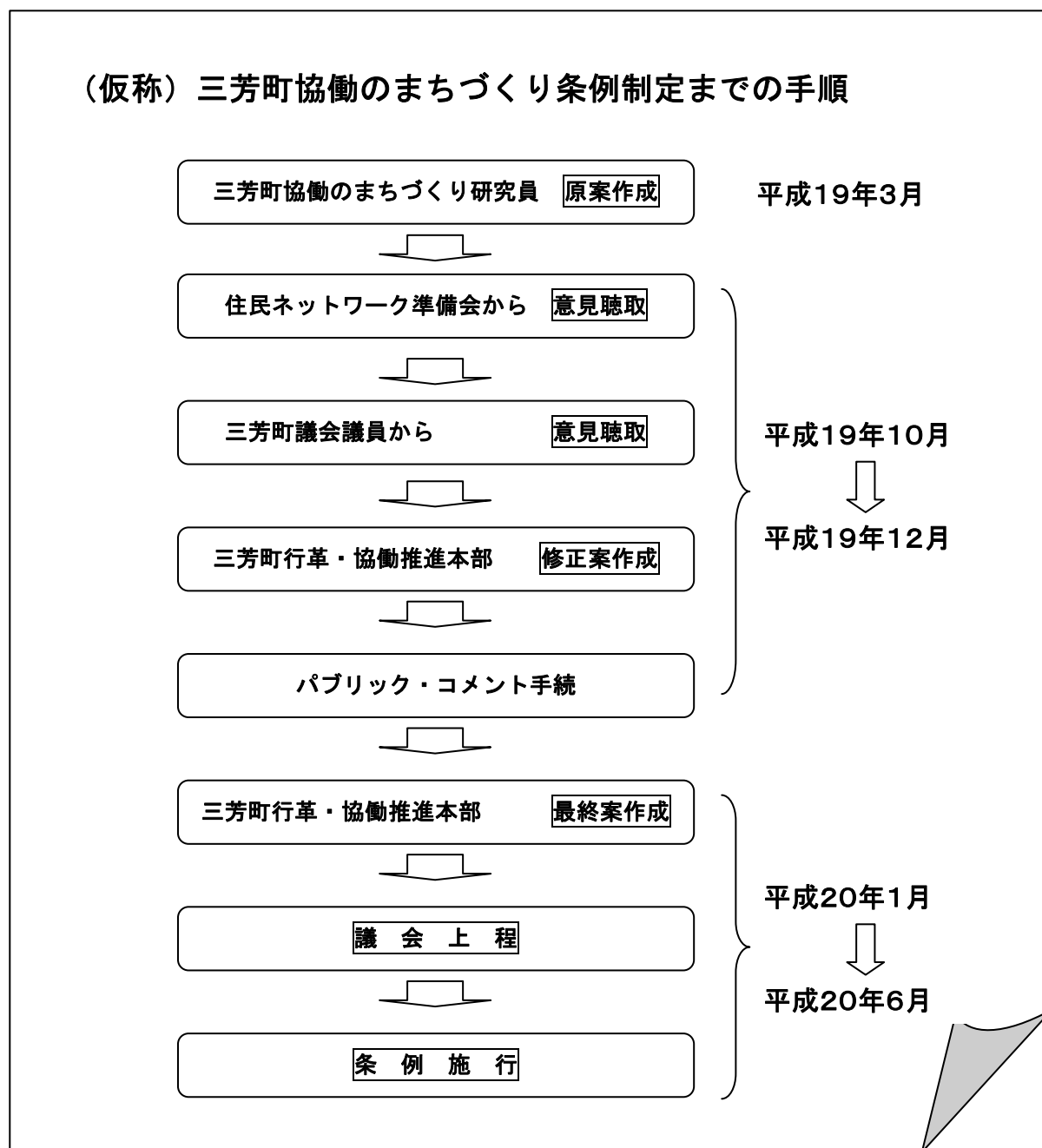
及び地方自治法第14条に定める自治立法権を積極的に活用し、条例形式による「(仮称)三芳町協働のまちづくり条例」を制定し、理念や基本方針、原則、参加者の役割と責務等について明文化するものとする。条例という一般性・公式性の高い形式により協働の理念を制定することによって、住民参加の一般的な枠組みを構築し、協働の継続性や安定性を確保しようとするものである。

(1) 制定までの手順とスケジュール

協働のまちづくり自体が住民参加を基本としている以上、その基礎となる条例の制定においても、当然その制定過程に住民参加・意見聴取・意見反映が不可欠となるとともに、これらの手続を経ながら協働の理念を住民と共有化していくものとする。

制定までの手順は、住民参加による「協働のまちづくり研究会」が提出した原案「三芳町協働のまちづくり条例(案)」(※参考資料参照)をたたき台として、「協働のまちづくり住民ネットワーク」(※組織、構成等については、次章「Ⅲ 協働の枠組みと推進組織の結成」を参照)の準備会及び三芳町議会議員の意見を聴取した上で、三芳町行政改革・協働推進本部が修正案を作成し、パブリック・コメント手続を経て、議会に上程する。(※図3参照)

図 3



(2) 制定の項目

条例に盛り込むべき制定の項目については、三芳町協働のまちづくり研究員が策定した原案を基に、次の項目について定めるものとする。

ア 前文

今後のまちづくりの方向性を示す重要な条例であることを現すため、条例の解釈

の基準となる意義と効果を有する形式（前文形式）で定めるものとする。協働まちづくりを住民と行政が一体となって実践していく決意を宣言するような構成とし、次の事項を表現する。

- (ア) 自然、歴史、風土等町の財産を継承していくこと。
- (イ) まちづくりの主役が住民であること。
- (ウ) 住民と行政がまちづくりのパートナーであること。
- (エ) まちづくりの基本方針を「協働」とすること。

イ 目的

条例の目的を次のとおり明確にするものとする。

- (ア) 住民自治の実現
- (イ) 住民参加の推進

ウ 用語の定義

条例に定める用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすものとする。

- (ア) 住民 町内に在住、在勤又は在学する個人
町内で事業を営み、又は活動を行う個人、法人その他の団体
- (イ) 住民参加 住民が自らの意志を反映させることを目的として、町の施策の企画立案、実施又は評価の過程に主体的に関わること。
- (ウ) 協働 住民と町が、それぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って行動すること。

エ 基本理念

様々な立場のものが協働のまちづくりを実践していく中で核となる理念を定める必要がある。

- (ア) 住民主体 まちづくりは、住民が主役であること。
- (イ) 機会均等 住民参加の機会は、平等であること。
- (ウ) 情報共有 住民と行政は、まちづくりの情報を共有すること。
- (エ) 役割・責任の分担 住民と行政は、相互の役割と責任を分担すること。
- (オ) 対等なパートナー 住民と行政は、対等なパートナーであること。
- (カ) 立場の尊重 住民と行政は、相互の立場を尊重しあって行動すること。

オ 権利・役割・責務

住民、行政、議会等まちづくりの構成メンバーそれぞれの役割を明白にし、それ

それぞれの立場、責務等を定める必要がある。

(ア) 住民の権利・役割

(イ) 行政の責務・役割

(ウ) 議会の役割

カ 住民参加の方法及び組織の設置義務

当該条例は、あくまでもまちづくりの基礎となる理念的な条例であることから、これを具体的な実行に移すための協働推進計画（当該「三芳町協働のまちづくり推進計画」をいう。）、組織又は機関（「三芳町行政改革・協働推進本部」及び「協働のまちづくり住民ネットワーク」をいう。）が必要となる。

キ 委任

条例の施行に関し必要な事項（協働のまちづくりを推進する個別制度の定義等）は、規則で定めるものとする。

2 協働のまちづくりを推進する制度

協働の理念を住民に浸透させ、住民主体の積極的な行政を展開していくためには、まず、行政が施策の様々な段階で様々な形態により協働の理念を醸成し、共有化する住民参加を促進する制度を仕掛けていく必要がある。これらの制度は、継続性や安定性を確保するため、規則や要綱として明文化するとともに、年齢、性別、職種、障がい、国籍等を超えて多くの住民が何らかの形態で参加できるよう配慮するものとする。

また、これらの制度をきっかけに、まちづくりの担い手を発掘していくとともに、将来的には「協働のまちづくり住民ネットワーク」に、制度の一部を事業化して任せるなどの方法も考える。

当面は、次に掲げる制度を実施し、これらの制度が定着し住民に浸透した段階で、新たな制度を創出していくものとする。ただし、現行の制度が形骸化・陳腐化しないよう常に参加する住民の意識をモニタリングし、社会情勢や地域の実情にあった生き生きしたしくみであり続けるよう制度の再構築を図っていくものとする。

(1) 情報の共有及び広聴活動の促進

過去から現在までの実施施策、今後実施される計画段階の施策、行政の持つ知的財産（専門的職員の知識やデータベース）等の行政情報を積極的に住民に公表・公開することにより、住民のまちづくりに関する意識の高揚を図るとともに、住民の町のイメージ、行政に対する関心、期待等住民の声を傾聴し、行政と住民双方向による情報

の共有を図るため、次の制度を実施する。

ア まちづくり懇話会

住民の声を行政運営に反映させるため、町からの主要な施策に関する情報提供、住民からの行政に対する意見や提案等住民と行政の情報交流の場として「まちづくり懇話会」を設置するものとする。平成19年度においては、三芳町まちづくり懇話会実施要綱（平成19年三芳町告示第128号）及び開催要領を制定し、全行政連絡区14区において、町長出席のもと、行政側のまちづくりの将来像、重点施策等の情報を端緒にして、住民との忌憚のない活発な議論による行政住民双方の情報の共有化を図った。今後は、対象団体や開催場所・時間等を工夫しながら、参加層を拡大し、より活発な情報交流及び意見交換を展開していくものとする。

イ 情報公開制度

行政需要の増大や行政課題の複雑化・多様化などにより、住民から見て行政過程が不透明であったり行政活動の成果が見えにくかったりすることによって、行政に対する住民の不信感が生じがちなことは否定できない。よって、行政活動についてのコンセンサスを得るためには、行政情報の公表が不可欠なものとなる。

行政情報の公表については、平成11年度に三芳町情報公開条例を施行、平成18年度には全部改正を実施し、請求人の規制を撤廃、住民の「知る権利」や行政の「説明責任」を明文化するとともに、手続の刷新を図った。今後もこれにより、町の保有する情報の一層の公開を図り、住民の知る権利を保障しながら、住民の町政への参加を促進していく。加えて、条例第23条の情報提供の推進及び第24条の情報の公表の趣旨を踏まえ「三芳町行政情報の公表に関する要綱（案）」等を定め、請求→公開という手続にとらわれることなく、町の計画、財政状況、主要事業の進行状況等について、広報みよしや町ホームページ等を活用して積極的に分かりやすく公表していく。

ウ 出前講座等まちづくり学習制度

「日常生活に特に支障を感じないので、町や行政には関心がない。」といった住民にとって、まちづくり学習制度は、潜在的なまちづくりへの関心を引き出すのに重要な役割となる。

住民や団体等の求めに応じ、集会等に町の職員が講師として出向き、分野ごとの町政の説明や専門知識を活かした講習等を行う「出前講座」を実施することにより、

町政に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、教育部局に蓄積された手法等を活用しながら、住民の学習機会を拡充しまちづくりについての意識の高揚を図る。これにより職員を講師として養成し、行政側の資質の向上も併せて図る。当面は、「三芳町出前講座実施要綱（案）」等を定め、専門職員等の知的財産を有効に活用し、住民の興味のある分野について、積極的に啓発を仕掛けていく。

また、行政主催により、様々なまちづくりの先進地や大学等研究機関の関係者を講師として招聘し、住民、団体、事業者及び職員向けに総合的又は分野別に学習会を開催するなど、まちづくりの資質の向上を図る。

エ 審議会等の会議の公開制度

三芳町情報公開条例第25条の趣旨を踏まえ、法令等により公開できない場合等を除き、町の附属機関（地方自治法第138条の4第3項の規定による、法律又は条例の定めるところにより町の執行機関の附属機関として設置された審査会、審議会、調査会をいう。）の会議を公開する。これにより、町政の政策立案過程の透明性及び公正性を確保し、開かれた町政を推進するとともに、住民の町政に対する関心を触発していく。当面は、「三芳町審議会等の会議の公開に関する指針（案）」により、附属機関に限って公開していくが、運用が定着した段階で附属機関に準ずる合議体（規則、要綱、町長の決裁等により設置され、町職員以外の者が構成員の全部又は一部になっているものをいう。）等についても公開を拡大していく。

なお、会議の公開とあわせて会議録又は議事録（三芳町会議録作成規程（平成11年三芳町訓令第1号）に定めるものをいう。）の公表も実施する。公開した会議だけでなく、非公開や一部非公開となった会議についても可能な限り町ホームページ、情報資料室等で積極的に公開していく。

オ 地域懇談会

地域懇談会については、総合振興計画や都市計画マスタープラン等町の重要な計画を策定する際、町から内容の説明や情報提供を行うとともに、広く住民の意見を傾聴し、計画の策定に住民の意見を反映させてきた。行政が一方的に内容を決めたために、住民のニーズや意識と食い違いが生じ、合意の形成がうまくいかなくなるといった事態が生じないよう、計画や事業の内容により、行政連絡区各区、関係地域、事業者等対象に配慮し有効な形態で実施するとともに、計画や事業の段階に応じて実施回数を増やすなど適切に対応していく。また、説明→質疑→応答といった

形式にとらわれることなく、住民どうしが意見を交換できるような工夫も行っている。

カ 町長への手紙

町長への手紙については、平成5年度より実施しており、はがき、FAX、メール等様々な媒体で受け付けている。多数の意見が寄せられる訳ではないが、住民の目から見たまちづくりの喫急の課題や貴重な提案が多く含まれており、間接民主主義の補完をするうえでも有効な広聴制度となっている。今後とも、実現可能な提言をトップダウンで迅速に実行するとともに、内容によっては、関係課でプロジェクト等による調査研究のテーマとしていくなど、様々な意見に対してきめ細やかに対応することで、住民の信頼を確保していく。

「町長の手紙・メール」内容別集計結果

手紙による ご意見の件数			メールによる ご意見の件数	
3件	保健・医療・福祉	健診・予防接種・介護保健・老人福祉・施設整備など	8件	
4件	都市基盤整備	公園の整備・遊具・道路管理・みどりの保全など	6件	
3件	町役場事務	職員の意識向上・出張所業務の改善など	5件	
1件	総務	住居表示・広報広聴・ホームページなど	4件	
9件	環境問題	ゴミ問題・リサイクルなど	7件	
5件	教育・文化・スポーツ	スポーツ施設・図書館・学校施設の整備・文化会館事業など	11件	
0件	交通	ETC・ライフパス・交通安全対策など	12件	
1件	防災・防犯	防犯灯の設置・災害対策など	1件	
3件	その他	生活改善・ペットの飼い方・その他	1件	

(2) 政策形成過程への住民参加の促進

行政の政策形成過程に住民の参加を促進することにより、行政の施策への関心を高め、住民と行政が一体となったまちづくり施策を展開していくため、次の制度を実施する。

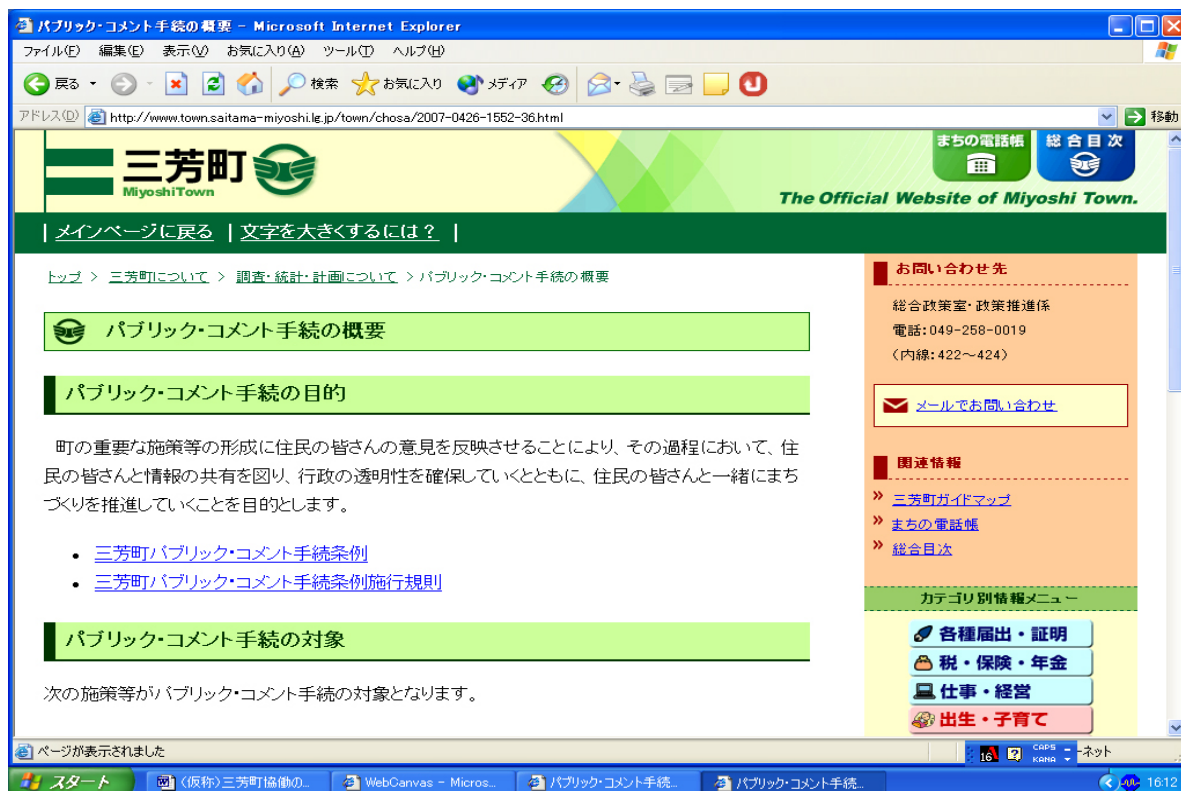
ア パブリック・コメント手続制度

「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護すること」を目的として、行政手続法（平成5年法律第88号）は、行政が規則、審査基準、処分基準等制定の際に意見公募手続を実施するよう定めている。

当町の場合は、町の重要な計画や条例、規則等の政策形成過程への住民参加の促進という観点から、パブリック・コメント手続条例（平成19年三芳町条例第5号）として意見公募手続を導入した。平成19年5月に、職員説明会を実施し、パブリック・コメントの導入の趣旨及び事務処理手続を周知した。今後、策定又は制定される重要な計画、条例、規則等は、原案等の公表と1か月の意見公募手続が義務づ

けられるとともに、住民の意見に対して説明責任が必要となる。

将来的には、行政手続法第46条の趣旨に沿って、パブリック・コメントの対象を審査基準、処分基準等の制定までに拡大することを視野に入れ、さらなる政策策定過程の公正の確保と透明性を向上させる。



イ 審議会等委員公募制度

審議会・委員会等の委員については、行政連絡区区長経験者、議会議員、各種団体の長、民生委員、退職後の職員といった行政主体の人材や選任方法に頼っていた面が多かった。今後は、住民の公平な町政参加の機会を保障し、町政に対する理解と信頼を深めるとともに、幅広い層での住民参加を促進し民意を反映させるため「三芳町審議会・委員会等委員の選任に関する指針（案）」等を定め、委員の公募のほか年齢構成、男女比、議員や職員の取扱い等を明文化するものとする。公募委員の選任については、対象、割合、手続、選考方法等について、具体的に定める。

ウ まちづくり提案制度

新しい公共を担う主体を育てるため、町が抱えている課題の解決又は町が計画した事業やテーマ、町のPRとなるまちづくりのモデル的・先駆的事业等に対して、

住民、地域コミュニティ、活動団体、事業者等から広く提案を募集することにより、これらの自主的な活動や地域コミュニティ活動を支援する。

当面は、「三芳町住民提案制度実施要綱（案）」等を定め、住民と行政が協働することで単独で実施するよりも効果的な事業について提案を募集し、事業内容に応じて協定を交わし、補助や委託などにより実施する。また、これにより成果のあった事業については、本格的な制度化へ向けて検討を行う。なお、行政が主体となって実施すべき事業の提案についても積極的に受け入れる。

将来的には、活動団体等の自立的で公益的なまちづくり活動をより発展させるため、「三芳町チャレンジ交付金制度実施要綱（案）」等を定め、協働事業に対して事業補助金を交付する制度を検討する。

なお、これらの事業については、「協働のまちづくり住民ネットワーク」が関与し、公開原則の中で交付・決定していくことが最終的な目標となる。

エ ワークショップ手法等による施策立案会議制度

町は、「重要施策に関する調査、研究、原案の策定等について職員間の共通理解の徹底を図り、当該施策をより円滑に、かつ、強力に推進するため」三芳町プロジェクト・チーム設置基準（昭和54年告示第16号）を制定している。しかし、この方式は、庁内の横断的な知識の収集や意見調整には有効ではあるが、組織の中の閉じられた領域を超えられず、暮らしの中からの発想や斬新なアイデアが出にくい環境にある。

そこで、町の主要な施策や分野別の事業計画の策定過程に審議会とは別に、より柔軟な手法であるワークショップ※等の住民参加型プログラムを導入し、公募等による住民が中心となって一部又は全般の立案に関わることで、新しい視点を導入し、硬直化を避ける。これにより、住民に行政やまちづくりに対する関心を促すとともに、職員には、まちづくりに対する主体的な取組みを喚起する。

※ ワークショップ(Workshop)とは、本来作業場や工房を意味する語である。ワークショップとは1920年ごろにアメリカのJ.L. モレノが臨床心理学の一手法として考案したものであり、今日では「体験型の講座」を指すことが多い。体験型の講座の意味でのワークショップは、問題解決やトレーニングの手法である。近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。ワークショップはファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営されることがポピュラーな方法である。出典：フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』

(3) 事業実施段階における住民参加の促進

町が実施する事業の企画段階において、住民を公募するなどの方法を用い、住民の視点からその事業の企画立案や実施に関与してもらうことで、住民参加を促進していく。

ア 事業の企画準備会・実行委員会制度

町の事業の企画、運営等を住民が主体となった実行委員会や企画準備会に一任する制度は、「みよしまつり」や「町民体育祭」、「高齢大学」等公民館の学習講座で既に実施されており、かなりの成果を上げている。今後は、住民企画実施方式の事業を拡大するとともに、委員構成が町関係団体等に限られているケースには、公募委員や事業関係者を加えることにより、行政主導の審議組織から脱却し、住民主導の実行組織となるよう促していく。

イ 事業サポーター制度

地域の環境保全、防犯・防災、福祉や子育て等の活動においては、行政だけで対応するには限界があり、きめ細やかなまちづくりのためには、住民やNPO等のマンパワーに頼る部分が多くなってきている。これまでも部分的に各分野で住民協働が行われてきたが、これらを全町的な規模で組織的・体系的に対応していくため、事業分野ごとに「三芳町〇〇〇〇サポーター設置要綱（案）」を制定するなど分野相互の連携を図りながら、住民相互扶助のシステムを構築していく。具体的には、分野ごとに次に例示するようなサポーターを育成し、傷害保険への加入や用具等物品の貸与、必要に応じて助成金等を支給する。また、次項ウに掲げる「まちづくり登録制度」と相互補完・連携しながら、既存の分野ごとの住民協力型事業の充実を図っていく。

将来的には、様々な事業分野でサポーターを育成し、育成ボランティアとして次の世代のサポーターを育てるなど、持続可能な住民主体のまちづくりを目指す。

(ア) みどりのサポーター

- ① 公園、街路等の緑化及び清掃活動
- ② 不法投棄及び野焼き監視・通報活動
- ③ 雑木林の清掃、下草刈り等管理活動

(イ) 防犯・防災サポーター

- ① 地域防犯・防災見回り活動

- ② 子どもの見守りスクールガード
- ③ 一人暮らし老人、障がい者等の見守り活動
- ④ 自治会等災害時行動計画の策定及び支援
- (ウ) 子育てサポーター
 - ① ファミリーサポートセンター活動
 - ② 子育てネットワークの組織化と運営
- (エ) 三富サポーター
 - ① 上富地割遺跡等緑と歴史ガイド
 - ② 来訪者・児童への郷土体験
 - ③ グリーン・ツーリズム企画・実施
- (オ) その他交通安全、介護、福祉、農業等のサポーター

※ グリーン・ツーリズムとは、「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」、「農山漁村で楽しむゆとりある休暇」ともいいかえられる。グリーンツーリズムの基本は、農山漁村に住む人々と都市に住む人々とのふれあい、つまり都市と農山漁村との住民どうしの交流である。その媒体としては、体験、産物、生活、文化など農林水産業を中心とした生活の営みそのものといえる。農村民泊などとほぼ同義。出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

ウ 協働のまちづくり登録制度

住民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、「(仮称) 三芳町協働のまちづくり登録制度」等を設置し、「① 協働人材バンク」「② 協働団体バンク」「③ 協働企業バンク」等を創設する。様々な分野で活躍するヒト、特定分野で専門的に活躍する団体、特殊な技術力を持つ企業等を登録するとともに、既存の「生涯学習アドバイザー制度」や三芳町社会福祉協議会のボランティアセンター登録団体などの分野バンクと連携して、住民の知恵や経験等マンパワー、団体、事業者等の専門性や技術力のデータベース化とネットワーク化を図る。これにより、分野ごとのまちづくり活動にタイムリーに必要な人材をつなぐことができる。また、団体や企業等事業者は、あらかじめ地域貢献できる内容を表明し登録しておくことで、地域におけるイメージ向上につなげる。登録事業者には、協働貢献ステッカー等の交付も考えられる。

また、この制度をきっかけとして「協働のまちづくり住民ネットワーク」のスタッフについても発掘・育成する。

(4) 評価段階における住民参加の促進

行政が住民に提供するサービスは、最少の経費で最大の効果を上げることが常に求められている。それぞれの施策や事務事業について、「住民がどれだけ満足しているのか。」「本当に住民は必要としているのか。」などを常に具体的な数値や事象により客観的に評価を行う必要がある。特に新たな事業を実施する場合や事業を拡大・縮小・廃止する場合は、なおさらである。このことは、住民の満足度を高めるとともに目的意識をもって、事業の展開するために必要不可欠なことである。

ア 住民モニター制度

住民モニターは、一定期間、町の事業・施策の分野を注視し、情報を収集・調査し、その成果を行政に報告するとともに提言を行う。住民モニターは、様々事情で町の行事や会議に参加できない住民に、まちづくり参加の機会を保障するためにも重要な制度である。

平成18年度においては、協働のまちづくり学習会（2回開催）参加者等を対象にモニターに登録し、協働のまちづくり研究の概要等の情報提供を試行的に実施した。今後は、これらの住民を核に、協働のまちづくり事業の各分野ごとにモニター登録の実施を検討していく。

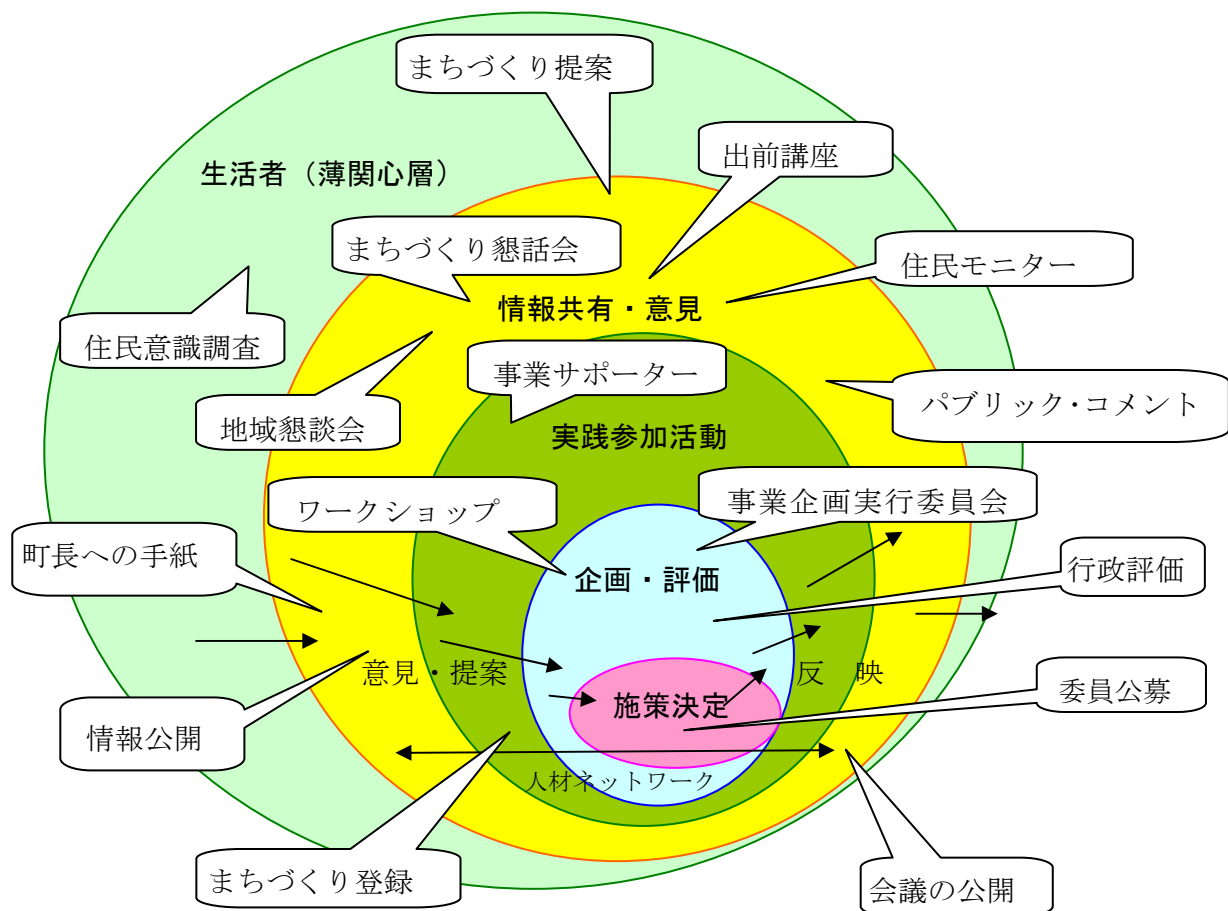
イ 住民意識調査

町では、総合振興計画や個別分野の基本計画等を策定する際に、無作為に抽出した住民からアンケートや意見を聴取してきた。今後も、様々な分野で様々な層から意見を聴取し、実施コストに配慮して、他の分野にも情報提供をしつつ、総合的に政策に反映させていく。調査結果のみで策定することがないように、他の住民参加を促進する制度と効果的に抱き合わせながら活用していく。

ウ 行政評価制度

町では、平成19年度より「三芳町行政評価実施要綱」（平成19年5月1日施行）を定め、町の事務事業について、その目的やもたらした効果を明確にした上で、数値目標を設定し客観的に評価する内部評価のしくみを導入した。今後は、住民からの事業評価を効果的に実施するため、施策レベルの評価を対象に、住民や有識者による外部評価委員会等の設置を検討していく。

「協働のまちづくりを推進する制度」における住民参加のレベルと参加手法のイメージ



Ⅲ 協働の枠組みと推進組織の結成

今までも町の様々な施策の分野において、住民、行政、団体等が主体的に協力しあい、事業が実施されてきたことがなかった訳ではない。ただこれらの「協働」の多くは、個別の事業ごとに完結してしまい、他の活動に応用されたり、他の活動と連動して新たな事業を派生して拡大したりといった体系的・構造的連関があまりなかった。

そこで、Ⅱで理念化された協働のルール「協働のまちづくり条例」を基に、様々な分野でその構成員が協働の取組みが目指すものを確認し合いながら、得意分野で知恵と力を出し合い、それぞれの取組みを調整し、実践し、評価し、また新たな取組みを生み出す住民のネットワークがあれば、協働の理念の共有化が進み、協働の意識やムードが全町的に拡大していくこととなる。加えて、この組織に最新のまちづくり情報や専門的技術を提供し、側面からサポートする行政組織も必要となる。

これら2つの組織については、平成19年度において、前者が「(仮称)協働のまちづくり住民ネットワーク」として現在準備会が設置される所であり、後者が「三芳町行政改革・協働推進本部設置要綱(平成9年三芳町告示第88号)」に基づき、「三芳町行政改革・協働推進本部」として結成されたところである。

ここでは、これらの協働の枠組みとそれらを組織する「(仮称)三芳町協働のまちづくり住民ネットワーク」及び「三芳町行政改革・協働推進本部」(以下「各推進組織」という。)の役割・機能、構成及び参加メンバー等について定める。

1 協働の主体者の機能と枠組み

協働には、様々な人材や視点が必要である。住民は、自らが住み暮らす環境に対して、生活者の視点から地域の住みやすい快適な環境を希求している。行政は、地方自治の観点から住民自治と団体自治を推進する一方、法令に基づき、税の徴収や行政処分等を執行する権限を有する。議会は、住民の代表として、条例を制定し、行政の監視・監督のための様々な権限を持つ。公共的団体・ボランティア・NPO等は、ある特定のテーマに特化して事業を実施している。大学等研究機関は、様々な分野の課題を専門的に研究し、学術の発展に寄与している。民間企業等事業者は、利潤を追求しつつ、産業や経済発展のため努力している。

これらに属する主体は、当然それぞれが目的をもって活動しており、その方向性や価値観は様々で必ずしも一致していない。しかし、協働のためには、これらの多様性を前提として、主体どうしの違いや特徴を認め合い相互理解を図りながら、コミュニケーションを図っていくことが重要である。

そこで、協働のための、これらの主体の機能と枠組み(主体者相互の関係)を次のように定める。

(1) 住民

ここでいう住民は、三芳町在住の住民だけでなく、三芳町を舞台として活動する町内在勤・在学者、外国人等並びに地域コミュニティをいう。

住民は、「協働のまちづくり条例」の理念で述べたように、まちづくりの中心主体者であり、自らが住み、暮らす環境に対して、情報を共有しその情報をもとに提案し決定する権限を持つとともに、行政に参加する権利、行政情報を知る権利及び町政について学ぶ権利を有するものである。

ア 個人

多くの自治体で取り組まれている協働においては、NPO等と行政の構図で語られることが多い。しかし、本町においては、NPO等が未成熟であることから、これを逆手にとって、NPO等のまちづくり活動の芽生えから協働がスタートできることをチャンスと捉えたい。

そこで、本町の協働のまちづくりにおいては、まず、住民のうち、個人を協働の担い手として確保することが重要な課題となる。自発的に参加してくる個人はもちろん、いわゆるサイレント・マジョリティ※と言われる人々をどのように取り込んでいくかが重要となる。方法としては、例えば、第1段階で、「住民モニター制度」や「住民意識調査」により意見を把握し、第2段階で、「出前講座等まちづくり学習制度」や「地域懇談会」により行政情報等を提供、啓発し、第3段階で「まちづくり登録制度」や「事業サポーター制度」により住民参加への主体的な取組みを促し、第4段階で「ワークショップ」や「審議会委員」として行政施策への企画や決定に関与してもらうというような段階をおった緩やかな手法が有効となろう。これらの手法により、多くの人材を確保することが必要で、特定の層に偏り固定化することがないよう幅広い住民参加を促し、特に若い世代の参加を促す工夫が将来的なまちづくりの拡がりを考えると重要である。

また、今後、定年退職し職場から地域に戻ってくるいわゆる団塊の世代は、社会で様々な技能を身につけており、協働の新たな担い手として期待しうる貴重な資源ととらえることができる。町内には、およそ2,000人を超える団塊の世代が存在する。今後の深刻な高齢化社会を鑑み、今のうちに元気な高齢者が積極的に活躍しうる体制を準備しておく必要がある。「まちづくり登録制度」等で登録し、まちづくりの分野別事業等で活躍してもらう方法、高齢者事業団や高齢大学の活用等、まちづくり活動に違和感なく溶け込める制度を検討していく必要がある。

※ サイレント・マジョリティ (Silent Majority) とは、「物言わぬ多数派」という意味で、積極的な発言行為をしないが大多数である勢力のこと。出典:フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

イ 地域コミュニティ

地域コミュニティのうち、自治会町内会はもともと自警と隣保共助のために自然発生的に結成された地域自治組織であり、それ自体がある意味で「協働の地域づくり」の主体となっている。「三芳町町民意識調査 (平成17年2月実施)」の報告書

によると、自治会等の役割として「地域の防災や防犯には欠かせない。」が２割でトップとなっている。

当町の場合、地方制度が整備されていく過程で、「三芳町行政連絡区の設置及び区長、副区長の組織並びに運営に関する規則（昭和５１年三芳町規則第８号）」により、行政連絡区が作られ、現在１４の連絡区が存在する。行政連絡区は、名前のおり行政と区の連絡役として、情報の交換、行政協力、要望等の橋渡し役の機能もあるが、地域の環境整備、防犯活動、お祭り等様々な「地域づくり」を実践している。これらの地域づくり、相互扶助、近隣づきあい等行政連絡区のはたす役割は、協働のまちづくりの大きな原動力となる。また、行政連絡区を構成する「自治会（町内会）」「マンション管理組合」「老人会」「子供会」等についても、それぞれが分野別に様々な活動を実施しており、これらも大切な協働の主体として関係を構築する必要がある。

（２） 行政

行政の運営やサービスの中には、行政が責任を持って住民すべてに均等にもれなく執行又は提供しなければならないもので、その責任を他の者に肩代わりさせてはならない領域がある。町は、この「行政が専管的に実施すべきもの」と「住民が中心となっていくもの」「住民と行政が協働で行うもの」の領域を明確に定め、協働を推進する必要がある。

また、町が協働をどのように推進し、様々な主体者たちとどのように関わるのかは、その推進過程で変化していくと考えられる。初期の段階では、「三芳町行政改革・協働推進本部」を中心に、次の点で協働全体が円滑に浸透されるようマネジメントしていく必要がある。

ア 「協働のまちづくりを推進する制度」を段階的に実施しながら、全町的な規模で協働の理念を醸成するムードづくりを行う。

イ これらの制度により協働を推進する担い手を育成するとともに、参加者を拡大する。

ウ 協働を推進する組織「（仮称）協働のまちづくり住民ネットワーク」の結成準備をサポートする。

エ 協働の理念を行政現場に全庁的な規模で浸透させ、職員の意識改革を実施する。

オ 「（仮称）協働のまちづくり住民ネットワーク」に職員を派遣して、連携して各分

野の事業の協働のメニュー（以下「協働メニュー」という。）を検討し、又は、必要に応じてモデル事業を立案し、実施する。

(3) 議会

議会も、行政と同じく住民の信託に基づいて公正かつ誠実に町政を運営する責任を負っている。議会は、住民の意見が尊重され、行政活動へ適切に反映されているかの情報を収集又は調査し、協働がある特定の活動や主体に偏って実施されていないかなど総合的な視点で政策を審議し、行政のマネジメントを監査・監視するものとする。

(4) 団体・機関

行政の施策と不可分に運営されている公共的な組織や農業、商業等特定の産業に深く関与している公益的な組織は、普段から住民の生活に密着したサービスを提供している。特定の分野に特化して活動する団体や研究機関は、専門的な知識やノウハウを持って、福祉、環境、教育等の分野で活躍している。また、民間企業等事業者は、その社会的責任に対応する活動が要求され、その成果がその会社の存続に対して重要な要因となってきている。

ア 公共的団体

三芳町社会福祉協議会は、町の指定管理者として、3つの公の施設を管理しており、地域の高齢者や障がい者それに関わるボランティア等と密接なつながりを持っている。これらの専門性やネットワークを活かして、「協働のまちづくり登録制度」との相互リンクや協働モデル事業の企画・実施などのサポートを期待する。

また、農業協同組合や商工会等についてもそれぞれ蓄積されたノウハウやネットワークを活かし、生産者・消費者の交流から地域産業の活性化を促すなど会員外の地域住民の求めに応じたサポート活動を期待する。

イ まちづくり団体・ボランティア活動団体（NPO等）

三芳町社会福祉協議会活動内容（抜粋）

- 福祉教育の推進
- 高齢者への支援
- 子育てへの支援
- 障がい児・者への支援
- ボランティアへの支援
- 地域住民のつながりへの支援
- 介護保険制度の事業
- 指定管理者施設の運営
- 日常生活上の相談・お手伝い
- 各種募金活動

現在、町で活動するNPO等団体や公民館、体育館等で活動するサークルやクラブは、300を超えており、文化、芸術、環境、生活、福祉、子育て、スポーツ等地域の身近な分野で活躍している。これらの主体は、ある特定の分野に特化して活動しており、個人趣味の域を出ない活動も散見されるが、まちづくりの切り口としては、いずれの知識や専門技術も協働に欠かせないものである。また、将来的に協働メニューを展開する際に、身近な題材が地域交流の導入に効果を発揮すると考えられる。「まちづくり提案制度」「ワークショップ」「事業サポーター制度」「協働のまちづくり登録制度」等を活用して、「(仮称) 協働のまちづくり住民ネットワーク」への参加を促す。

ウ 大学等研究機関

大学等研究機関には、研究者の専門知識や学生の斬新な発想力と若い力の協力を得て、協働推進のサポートを期待する。

淑徳大学とは、平成15年度から「相互協力の友愛的精神」に基づき、合意書を締結し、生涯学習の分野において学内講義の開放、開放講座の設置、人材交流、インターンシップ等をはじめとする様々な教育・行政施策等を実施し、大きな成果を上げてきている。近年、全国的に大学の地域貢献活動が注目を集めている。町でも、平成19年度には、淑徳大学と包括的協定の締結を予定している。当面は、町と大学が連携して、様々なまちづくりの課題について学習会や「ワークショップ」等の機会により情報交流を実施するとともに、審議会等での施策検討において、研究者としての学識的な観点からのアドバイスをお願いする。将来的には、その専門的な知識を活かし、「(仮称) 協働のまちづくり住民ネットワーク」の企画・運営や事業分野において助言を願うとともに、学生に対しては実践スタッフとしての参加を促し、まちづくりの人材として育成を行う。

また、その他の大学等研究機関との連携、協力等についても検討していく。

エ 企業等事業者

企業等事業者（以下ここで「事業者」という。）は、地域産業の発展に寄与する町の構成員である。事業者は、その社会的責任※により、環境活動や雇用の創出等地域や住民に対して様々な貢献をすることが求められている。また、指定管理者、PFI※等行政の民間手法の導入により、新たな公共サービスへ参入する機会が増えてきている。このように、行政と事業者との関係も転換期を向かえており、将来的に

事業者との協働も様々な可能性が期待できる。

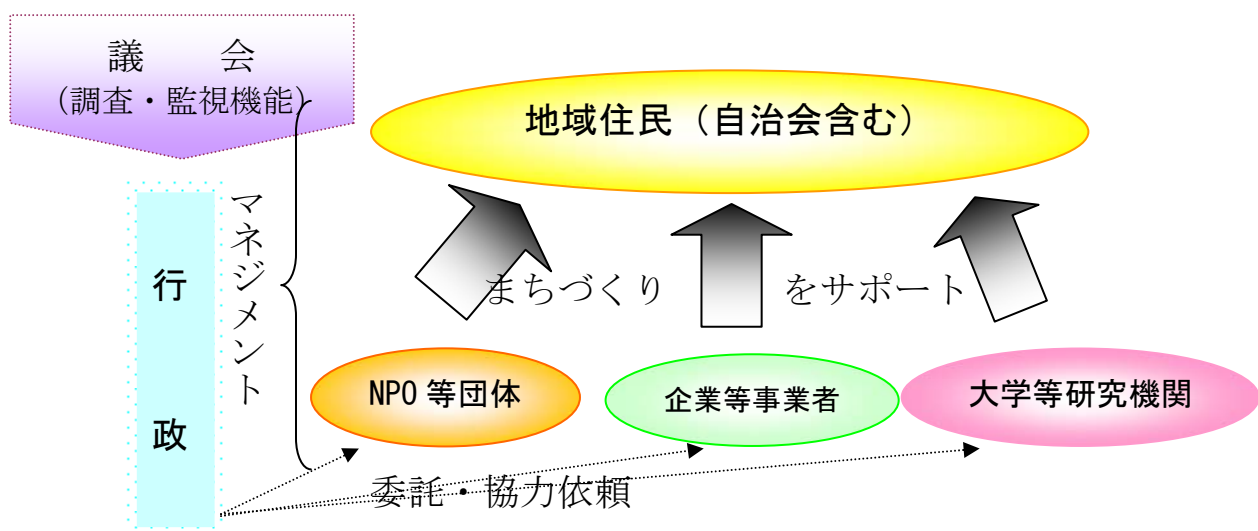
ただし、住民に未だ協働の理念が浸透していず、住民のネットワークが脆弱な間は、事業者には、協働を牽引する立場ではなく、専門的な技術や人材あるいは事業活動の特性を活かして地域の求めに応じた社会貢献活動を期待し、当面は、一部施設の地域開放や環境保全協力、防犯活動、子育て応援活動等「協働のまちづくり登録制度」の「協働企業バンク」に貢献可能な内容を登録しておくことが有効である。

※ 企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）は、持続可能な社会を目指すためには、行政、民間、非営利団体のみならず、企業も経済だけでなく社会や環境などの要素にも責任を持つべきであるという考えのもとに成立した概念である。

※ PFI (Private Finance Initiative) は、公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法である。

出典:フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

協働の主体者の枠組みと協力関係のイメージ



2 協働のまちづくり住民ネットワーク

協働のまちづくりの中核となる住民主体のまちづくりには、それを推進する組織が必要となる。協働のまちづくりは、もとより各主体者が自主的・主体的に実践すべきものであるが、それらの情報を集約し、体系化した上で、分野や地域などに偏りがないよう活動を支援したり、重点化して推進するなどの役割を担う組織があれば、協働の理念が

町の細部にまで行き渡り、事業が計画的かつ戦略的に実行できる。そこで、これらの活動を行う地域住民を中心構成員とした「(仮称)協働のまちづくり住民ネットワーク」(以下「協まちネット」という。)を設置するものとする。

(1) 役割・機能

協まちネットの役割及び機能は、次のとおりとする。

ア 情報の集約、体系化及び発信

町の各地域で実施しているまちづくりの情報はもとより、全国各地で行われているまちづくりの情報を収集、これらを集約し体系化して、各分野のまちづくり活動の主体に有益な発信するとともに、地域にあったまちづくりを研究する。

イ 連携及び支援

地域の様々なまちづくり活動の主体との交流を図りながら事業間の関係を把握し、協働のまちづくりの理念に照らして、特に重点化すべき活動や活動が停滞している分野などを適宜拾い上げ、人的サポートを行う。

ウ 協働事業のメニュー化、(仮称)アクションプランの進行管理、評価及び分析

町の行政行革・協働推進本部の各検討部会と連携して、町の事業を「① 行政が専管的に実施すべきもの」「② 住民が中心となって行うもの」「③ 住民と行政が協働で行うもの」に分類し、③に適した事業を協働事業としてメニュー化し「(仮称)三芳町アクションプラン」としてまとめ、分野や地域の偏りなどをチェック、進行管理をするとともに、状況によって複数分野の合同事業を提案する。また、協働の成果や課題を評価・分析し、その後の事業に反映していく。

エ モデル事業の重点実施

「(仮称)三芳町アクションプラン」から、福祉事業、緑化事業、教育事業、環境事業等で重点化すべきものを分野別にモデル事業として自ら企画立案し、実施する。

オ 条例・制度の制定改廃の提案

住民への協働の理念の浸透状況や地域実情の変化を把握し、「協働のまちづくり条例」の改正や新たな条例の制定、「協働のまちづくりを推進する制度」の追加、廃止、修正等を検討し、町の行政行革・協働推進本部に提案する。

(2) 構成

協まちネットの構成は、次のとおりとする。

ア 分野グループ

三芳町第4次基本構想の施策の基本方針のうち「健康とぬくもりのあるまちづくり」「豊かな生涯学習をはぐくむまちづくり」「みどり豊かで安心のまちづくり」「環境と調和した活気にあふれるまちづくり」の4つの柱をそれぞれの次のとおり分野グループ（仮称）に当てる。各グループは、当該分野に関心を持ち、あるいは、既に活動している住民と町の行政行革・協働推進本部が派遣した当該行政分野の職員が連携して、主体的にその分野の協働計画を立案し事業運営を行う。

(ア) 健康・福祉グループ

(イ) みどり・安全グループ

(ウ) 教育・文化グループ

(エ) 産業・環境グループ

イ 運営委員会

運営委員会は、分野グループの代表者によって構成し、分野グループ相互の情報交換を行いながら、各分野の事業活動がバランスよく展開され、協働の理念に沿ってまちづくりに貢献しているかなどの進行管理や調整を行う。また、各分野が主体的に計画を立案し、事業が円滑に行えるようサポートにまわるとともに、分野グループを超えた合同による事業等についても柔軟に働きかける。

ウ 企画事務スタッフ

企画事務スタッフは、住民スタッフと行政行革・協働推進本部事務局職員で構成し、綿密な連携のもと、全国の最新のまちづくり政策から地域のまちづくり動向まで様々な情報を収集し、総合的に研究しながら恒常的に運営委員会の核となり、協まちネットの円滑な運営と戦略的な部門を担う。

(3) 参加メンバー

協まちネットの参加メンバーは、次のとおりとする。

ア 公募住民

住民は、協働のまちづくりの中心主体であり、その中でもまちづくりに自発的に参加する意欲を持ったものを集めるのには、公募が最適な方法である。まちづくりや行政活動経験の有無や性別にこだわることなく、若い世代から高齢者まで、多様な層からの自発的な参加が望まれる。常に新たな人材の発掘を行うとともに、活動未経験者であっても同一のスタートラインからまちづくりが始められるよう、住民であれば誰でも公募で参加できる状況を保っておき、また、活動経験者が、未経験

者の力を引き出すサポート役に回るなど、お互いの立場を尊重し、成長し合うネットワークにしておく必要がある。

イ 地域コミュニティ

地域コミュニティは、その長い歴史の中で培われた地域ネットワークや合議のシステムを引き継いで、その地域の特性やノウハウを活かしたまちづくりを実践する能力を持っている。NPOの特徴が分野に特化して広域で取り組むのに対し、コミュニティの特徴は、狭い地域の中で暮らしの全分野に取り組むという違いがあり、これらの多様なシステムや能力は、協働に欠かせない。また、地域の隅々まで協働を行き渡らせるためも、メンバーとして不可欠な存在であることから、行政連絡区ごとに構成員を選任する。将来的には、協働が定着した段階で、行政連絡区の一部を構成する自治会、町内会、マンション管理組合、地区老人会、地区子ども会等の構成員についてもネットワークとの連携を図っていく。

ウ 団体・機関の構成員

町内のNPO等団体や機関、公民館、体育館等で活動するサークルやクラブの多くは、全町あるいは広域的に特定分野又は特定層を対象として活動している。その専門性や知識は、様々なまちづくりの場面で活用することができ、協働の構成員として重要である。これらの団体の多くは、第4次総合振興計画の策定過程や協働のまちづくり学習会に参加し、協働モニターに登録されているものもあるが、今後もさらにこれらの団体がネットワークに参加又は関与できるよう積極的に働きかけていく。

3 協働推進本部

町では、当該協働のまちづくり推進計画を策定し、協働のまちづくりを計画的かつ効率的に推進するための組織として、それまであった三芳町行政改革推進本部に協働のまちづくりの推進機能を付加した新たな組織「三芳町行政改革・協働推進本部」（以下「協働推進本部」という。）を平成19年5月に設置した。今後は、協まちネットと連携を図りつつ、協働にかかる各課横断的な調整や組織的な検討を行う。

(1) 役割・機能

協働推進本部の役割及び機能は、次のとおりとする。

ア 横断的な調整及び組織的な検討

行政は、その効率性や経済性の観点から縦断的（縦割り）に動いている部分が多

いが、住民の目線から見ると、町や地域は、全体的一体である。協働推進本部は、本部長を中心にそれぞれの担当部署が集まり、町全体の統一した理念や方針を生み出せるよう、町や地域全体を俯瞰しながら、横断的な調整と組織的な検討を行うものとする。

イ 行政情報の提供その他協まちネットの支援

住民と行政の情報が相違していたり、風評のみでまちづくりが進行すれば、将来的に協働は行き詰まってしまう。行政は、正確な情報をできる限り提供し、相互のコミュニケーションを活性化しなければならない。そこで、協働推進本部は、「情報公開制度」や「パブリック・コメント制度」を住民に活用してもらうだけでなく、協まちネットに職員を派遣して各分野の行政情報を提供する。また、連携して協働に適した事業メニューを検討したり、合同でモデル事業を企画立案し、実施に移すなど、協働の計画から実施に至るプロセス全般について、協まちネットの主体性に配慮しつつ支援していく。

ウ 職員の意識改革

「協働のまちづくり条例」や「協働のまちづくりを推進する制度」ひいては当該協働のまちづくり推進計画といった協働のビジョンや手続・計画を規定したとしても、これらに対する理解が個々の職員にまで浸透せず、意識の高揚が図られていない場合には、実効性のある協働は期待できない。職員の意欲が伴わずに、条例等が形骸化する危険性は高い。

現在まで、職員に対しては、第4次総合振興計画策定に伴う住民ワークショップや協働のまちづくり学習会に参加を促したり、協働の実体を把握するための庁内調査や協働に係る職員提案、さらには、パブリック・コメント手続説明会を実施してきた。協働推進本部は、今後も次のような取組みを実施することで、職員に協働の理念や制度を浸透させ、取組みへの意欲を喚起しつつ協働の継続性を担保していく。

なお、これらは、個人レベルでの参加や活動を保障しながらも、明確な職務として携わせることを基本とし、勤務体制の整備もあわせて検討する。

- (ア) 協働のまちづくり条例（案）に対する意見交流
- (イ) 協働のまちづくり学習会への参加
- (ウ) 出前講座等の講師としての派遣
- (エ) 協まちネットの分野別グループの構成員として参加

(ウ) その他協働に関する研修の実施又は外部研修会への参加

(2) 構成

協働推進本部の構成は、次のとおりとする。

ア 本部

横断的な調整と組織的な検討を行うため、次のとおり組織する。

(ア) 本部長 町長

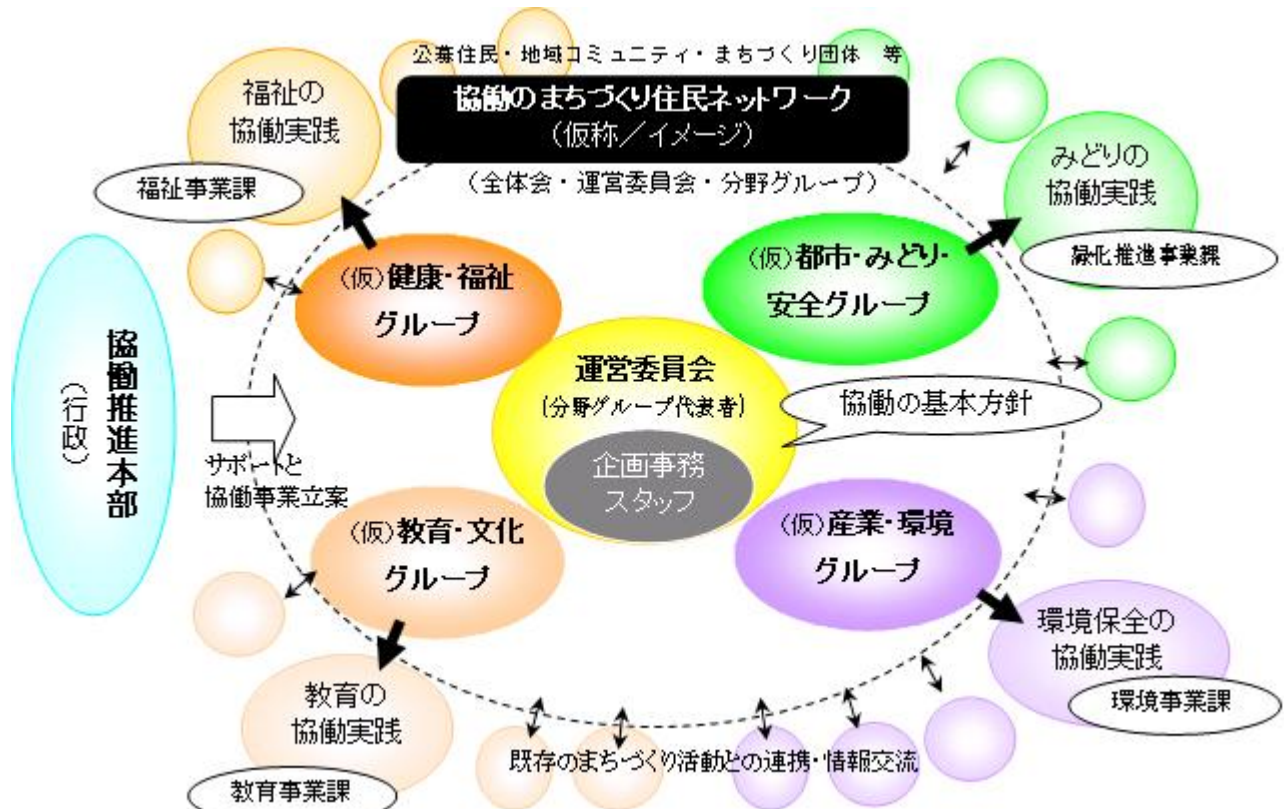
(イ) 副本部長 副町長及び教育長

(ウ) 本部員 本部長が任命する課長

イ 検討部会

協働に係る調査、研究及び資料の収集を行うとともに、協まちネットの支援に関与するため、検討部会を置くものとし、原則として全係長により組織する。ただし、協まちネットの取組み状況にあわせ、部会委員の中から必要に応じて主担当委員を選任することができるものとする。

協働のまちづくりネットワークと協働推進本部の協働のイメージ



4 各推進組織の機能拡充に向けて

(1) 情報の収集・発信

行政情報の公開については、三芳町ホームページや先に述べた情報公開制度、パブリック・コメント制度等により一定の担保はなされているが、地域住民、団体、企業等協働の各主体のまちづくりの活動内容や人材・技術的情報・費用対効果等に関する情報の発信については、今後各推進組織が連携しながら、積極的に推進していかなければならない。

これらに対応するため、インターネットによる掲示板等双方向ないしマルチ方向のコミュニケーション手法を検討する。例えば、町のホームページの活用や協まちネットサイトを開設するなど「ボランティアをはじめたい」「まちづくりに貢献したい」という売り手側情報と「活動がメンバー不足で困っている」「協力してくれる団体を探している」という買い手側情報をつなぐなどの場を創出し、町内の福祉、環境、文化等の団体やサークル情報サイトとリンクをしていく。将来的には、全国のまちづくりの情報、リンク集、データベース、FAQ（問答集）などの協働まちづくりの総合的情報提供を「(仮称) 三芳町協働のまちづくりポータルサイト」等により運営していく。

(2) 活動拠点の整備

協まちネットが成熟していくためには、日常的にその活動をサポートする拠点がいずれ必要になってくる。当面は、協まちネットの企画事務スタッフである行政担当職員が連携し、役所内や公共施設を活用してその機能を担っていくが、将来的に協働のまちづくり条例が浸透し様々な制度が機能的かつ活発に動き始め、協働活動に広がりが見え始めた段階で、活動者や希望者が日常的に出入りでき情報交流ができる沙龙的な拠点機能をもった施設「(仮称) 三芳町協働サポートセンター」の設置について、その運営形態等を含め検討する。さらに、協働の地域拠点として、各公民館や集会所の機能を積極的に活用していく。

IV 協働のまちづくり事業

協働のまちづくりの事業の選定にあたっては、第4次総合振興計画の重点施策に掲げられた事業を出発点として、具体的にどのような事業が適しているか、各推進組織が連携して事業を選定し、協働メニューとして整備するものとする。

なお、協働メニューは、基本的に各推進組織が自ら実施するのではなく、まちづくりに参加する住民や既存のまちづくり団体・機関等が主体となって分野ごとに行政担当部署とのパートナーシップを築いて実施するものとし、各推進組織は、これら参加者をサポートし、参加者が主体的に協働を展開しやすいよう、協働メニューのプランニングや進行管理を行うことで協働が年次的に広がりをもつよう工夫する。

ただし、各推進組織が特に重点的に先導的プロジェクトとして実施すべきと判断した事業は、協まちネットが主体となって「協働モデル事業」の形で企画・実施する。

1 協働メニューの整備

協働メニューは、第4次総合振興計画に照らし、各推進組織が連携して各種のまちづくり施策を「行政が専管的に実施すべきもの」「住民が中心となつて行うもの」「住民と行政が協働で行うもの」に仕分けした上で、協働に適した事業を分野ごとに選定、具体的にメニュー化し「(仮称)三芳町協働アクションプラン」(以下ここで「プラン」という。)等の形で整備する。

このプランに基づいて、協働に参加する住民、地域コミュニティ、団体・機関等の主体が、行政の各セクションの担当者と協働で各種協働メニューを事業として実施していく。なお、平成18年度に「協働のまちづくり研究報告」において住民研究員が例示した協働メニューは次のとおりである。

- (1) 公園づくり
- (2) 緑のボランティアネットワーク
- (3) まちのバリアフリー化
- (4) 地域ぐるみの子育て
- (5) 高齢者見守り活動
- (6) 環境美化活動
- (7) 地域産業活性化
- (8) バス交通の改善
- (9) 子ども見守り防犯活動
- (10) 地域防災活動

各推進組織は、プラン整備後も、掲載事業が協働の理念の実現に向けて着実に進展しているか、プランの進行管理や参加者のモニタリング、事業評価等を行い、必要に応じて、特定分野へのサポートの強化や主体事業化、プランの見直し等を実施していく。

2 分野別モデル事業の企画・実施

協働メニューの中で、活動が低迷しそうな分野を対象に、又は、キャンペーンとして重点的に実施すべき事業は、協まちネットが中心となってセレクトし、「協働モデル事業」として分野別グループで企画・立案のうえ実施する。モデル事業は、協働で実施していることが伝わりやすいシンプルな事業を選定し、「ともに考える協働」よりも「ともに汗をかく協働」を意識しながら、「まちづくりは難しいものではなく気楽に参加できるもの」という雰囲気が町内全域に自然に広がるよう配慮する。

3 協働事業に係る広報活動

協働の事業に多くの住民参加を促すため、次のとおり住民参加促進事業を実施する。

(1) 協まちネットPR事業（住民学習会）

各推進組織が連携して、まちづくりの先進地や大学等研究機関の関係者を講師として招聘し、住民、団体、事業者及び職員向けに公開学習会を開催する。これにより、まちづくり意識の高揚を図るとともに、参加者の交流を図る。また、必要に応じてワークショップ等の手法を駆使して、町の将来像や夢、事業分野、地域等における課題を具体的に話し合い、特色あるまちづくり事業を生み出す契機とする。

(2) 啓発パンフレットの発行

全戸配布パンフレット等により「(仮称) 三芳町協働のまちづくり条例」や「協働のまちづくりを推進する制度」の内容をわかりやすく周知し、協働の理念を醸成するとともに、住民参加を促進していく。

(3) 三芳町ホームページの活用

町のホームページに「(仮称) 三芳町協働のまちづくり条例」「協働のまちづくりを推進する制度」のほか「(仮称) 三芳町協働アクションプラン」を掲載することで、各種事業の内容、目的、実施地域、参加者、進捗状況等を具体的に周知し、住民の事業への興味や参加を促す。

V 協働のまちづくり年度計画

今までの計画を時系列及び項目別に表記する。

1 年度計画

(1) 平成19年度

- ・ 「まちづくり懇話会実施要綱」施行・実施

- ・ 「三芳町協働推進本部」設置
- ・ 「三芳町パブリック・コメント条例」施行
- ・ 「三芳町協働のまちづくり推進計画」の策定
- ・ 「(仮称)三芳町協働のまちづくり住民ネットワーク」準備会立ち上げ
- ・ 「(仮称)三芳町協働のまちづくり条例」の議会上程
- ・ 「(仮称)三芳町と淑徳大学との連携協力に関する包括的協定」の締結
- ・ 「(仮称)三芳町審議会等の会議の公開に関する指針」検討
- ・ 協働のまちづくり条例等啓発パンフレット全戸配布
- ・ 協働のまちづくり学習会開催、以後定期的に開催（ワークショップ手法の活用）

(2) 平成20年度

- ・ 「(仮称)三芳町協働のまちづくり条例」施行
- ・ 「(仮称)三芳町協働のまちづくり住民ネットワーク」結成
- ・ 「(仮称)三芳町協働のまちづくり条例施行規則」の制定
- ・ 「ワークショップ政策立案制度に関する指針」検討
- ・ まちづくり協働モデル事業の一部実施
- ・ 「(仮称)三芳町協働アクションプラン」（協働メニュー）策定
- ・ 「(仮称)三芳町協働アクションプラン」掲載事業(協働メニュー)の支援一部実施
- ・ 「(仮称)三芳町協働のまちづくり登録制度」一部施行
- ・ 「(仮称)三芳町事業サポーター制度」一部施行、以後拡大
- ・ 「(仮称)三芳町行政情報の公表に関する要綱」制定
- ・ 「(仮称)三芳町審議会等の会議の公開に関する指針」制定
- ・ 「(仮称)三芳町審議会等委員の選任に関する指針」の検討

(3) 平成21年度

- ・ まちづくり協働モデル事業の本格実施
- ・ 「(仮称)三芳町協働アクションプラン」掲載事業(協働メニュー)の支援本格実施
- ・ 協まちネットPR事業（住民学習会）以後定期的に開催
- ・ 「(仮称)三芳町審議会等委員の選任に関する指針」制定
- ・ 「(仮称)三芳町出前講座実施要綱」制定、以後定期的実施
- ・ 「ワークショップ政策立案制度に関する指針」制定
- ・ 「三芳町住民モニター制度」実施

- ・ 「(仮称) 三芳町住民提案制度」の検討
- ・ 「(仮称) 三芳町協働のまちづくり登録制度」団体枠・企業枠に拡大
- ・ 「(仮称) 三芳町協働サポートセンター」の設置検討

(4) 平成２２年度

- ・ 「(仮称) 三芳町協働アクションプラン」掲載事業(協働メニュー)の支援拡大
- ・ 「(仮称) 三芳町協働サポートセンター」の仮設置
- ・ 「(仮称) 三芳町住民提案制度」の実施
- ・ 「(仮称) 三芳町チャレンジ交付金制度」の検討
- ・ 「三芳町外部評価制度（行政評価）」の検討
- ・ インターネットまちづくり掲示板の検討

(5) 平成２３年度

- ・ 「(仮称) 三芳町協働アクションプラン」掲載事業(協働メニュー)の支援拡大
- ・ 「(仮称) 三芳町チャレンジ交付金制度」の実施
- ・ 「ワークショップ政策立案制度会議」開催
- ・ インターネットまちづくり掲示板設置
- ・ 「三芳町外部評価制度（行政評価）」の実施
- ・ 「(仮称) 三芳町協働のまちづくりポータルサイト」の運営検討

2 項目別計画表

年 度 項 目	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	備考
1 協働のルールに関すること						
	19	20	21	22	23	
協働のまちづくり推進計画策定	策定済					H19.08
協働のまちづくり条例	公布	施行				
協働のまちづくり条例施行規則		施行				
2 協働を推進する制度に関すること						
	19	20	21	22	23	
まちづくり懇話会実施要綱	実施済					H19.05
情報公開条例	施行済					H11
行政情報の公表に関する要綱		施行				
出前講座実施要綱			施行			
まちづくり学習会	実施					定期的開催
審議会等会議の公開に関する指針	検討	施行				
地域懇談会制度	実施済					セクション別
町長への手紙	実施済					H5
パブリック・コメント条例	施行済					H19.06
審議会等委員の選任に関する指針		検討	施行			
住民提案制度実施要綱			検討	施行		
チャレンジ交付金制度実施要綱				検討	一部	
ワークショップ政策立案制度指針		試行	実施			セクション別
事業サポーター制度		一部	一部	拡大		
協働のまちづくり登録制度		一部	拡大			
大学との包括的協定	締結	拡大				淑徳大学
住民モニター制度			実施			H18 試行
住民意識調査	実施済					セクション別
外部評価制度(行政評価)				検討	実施	

3 協働の推進組織に関すること						
	19	20	21	22	23	
協まちネット結成	準備会	設置	拡大			
協働推進本部設置	設置済					
協働ネット掲示板				検討	実施	
協働ポータルサイト運営					検討	
協働サポートセンター設置			検討	仮設置		
4 協働の事業に関すること						
	19	20	21	22	23	
協働アクションプラン策定		策定				
協働モデル事業実施		一部	実施			
分野別協働事業の支援		一部	実施	拡大	拡大	
協まちネットPR事業(住民学習会)			実施			定期的開催
啓発パンフレット発行	発行					
三芳町ホームページ活用		実施				

VI まとめ

この計画は、「Ⅰ 計画策定の基本的な考え方」でも述べたように、協働を円滑に浸透させていくための「条例」や「制度」等、町の「協働推進本部」が中心となって制定又は策定すべき「ルール」をメインに定めたものである。後半部分の協働の推進組織、特に「(仮称) 三芳町協働のまちづくり推進ネットワーク」及び協働の事業メニューに関する計画については、おおまかな道筋を描いた指針の域を出ていないものとなっている。何故なら、協働のしくみ自体、地域住民が育てていくべきものであり、そのプロセスが重大な意義を持つからである。これらについては、今後住民が主体となってネットワークを構築しながら、行政と連携して具体的な計画を定めていかなければならない。

地方分権の時代は、既に始まっている。当然、自治体間でも競争が行われ、地域間で格差が生じることも現実味を帯びてきた。そのため、住民や企業が定住・定着しやすい町を目指して、如何に他より魅力的なまちづくりをするかが問われる時代となった。

この計画に掲載された協働のまちづくり活動が成熟していけば、やがて将来的には、議会や公共的団体、大学、企業等町を構成する主体の総意に基づき、自治のまちづくり

を展望する「自治基本条例」制定の機運が高まることも想定される。その際、本計画に盛り込まれた「(仮称) 三芳町協働のまちづくり条例」が推進エンジンとして住民自治の中心機能を果たすこととなるよう期待するものである。いずれにしても、この計画が「絵に描いた餅」にならぬよう、住民、行政、団体、事業者等すべての者がまちづくりの当事者意識をもって一致団結し、積極的に協働を推進し、特色あるまちづくりを創造していかなければならないことを明記し、まとめとしたい。

VII 参考資料

- 1 三芳町協働のまちづくり研究報告－三芳町協働のまちづくり研究員（別掲）
- 2 三芳町行政改革・協働推進本部設置要綱

三芳町行政改革・協働推進本部設置要綱

平成 9 年 7 月 1 日
三芳町告示第 8 8 号

（設置）

第 1 条 行政改革及び協働のまちづくりの推進を図るため、三芳町行政改革・協働推進本部(以下「本部」という。)を置く。

（所掌事項）

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱及び協働推進計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 行政改革及び協働のまちづくりの推進に関すること。
- (3) その他行財政運営の効率化及び住民参加の推進に係る重要事項に関すること。

（組織）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、町職員のうちから本部長が任命する。

（本部長及び副本部長）

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部の会議は、本部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 本部の会議は、本部長が認めるときは、本部員以外の関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(検討部会)

第6条 本部は、第2条の所掌事項について調査、研究、情報収集等を行うため、次の検討部会(以下「検討部会」という。)を置くことができる。

(1) 三芳町行政改革推進検討部会

(2) 三芳町協働推進検討部会

2 検討部会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(庶務)

第7条 本部及び検討部会の庶務は、総合政策室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部及び検討部会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

三芳町協働のまちづくり推進計画

発行 埼玉県三芳町 平成19年10月

編集 三芳町行政改革・協働推進本部

(事務局 三芳町総合政策室)

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

TEL:049-258-0019 FAX:049-274-1055

URL:<http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp>

e-mail:seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp